

平成 31 年1月23日

経営力向上計画に係る固定資産税の特例措置の終了について

経営力向上計画に係る固定資産税の特例措置は、今年度をもって終了します(期限の延長は行いません)。

今年度までに取得等をした設備は本特例措置の対象となりますが、来年度以降に取得等をした設備は対象外となりますのでご注意ください。

(中小企業庁リンク)

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/2019/190118kyoka.htm>